

JMITU東京地方本部北部地域支部規約

第一章 名称と所在地

第1条 この支部は、JMITU東京地方本部北部地域支部という。

2 この支部の事務所を東京都北区滝野川3-3-1ユニオンコーポ 3Fにおく。

第二章 目的と事業

第2条 この支部は、JMITUの規約10条並びに同東京地方本部規約10条にもとづき、東京北部地域ではたらくJMITUの組合員で構成する。

第3条 この支部は、JMITUの綱領の実現を期し、労働者の経済的社会的政治的地位の向上を図ることを目的とする。

第4条 この支部は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- ①組合員の生活と健康を守り向上させ、社会保障の拡充を求める活動
- ②労働条件の改善および基本的権利の擁護に関する活動
- ③労働協約の締結、労働諸法規および各種制度改善の活動
- ④組合員およびその家族の文化の向上と共済・福利厚生の実施の活動
- ⑤教育・宣伝活動をはじめ支部を強め活動を広げるための活動
- ⑥労働条件の実態や意識、産業動向など支部に必要な調査・研究活動
- ⑦共通の目的を持つ他の団体と連携し協力しあう活動
- ⑧その他、目的を達成するのに必要な活動

第三章 組合員の権利義務

第5条 JMITUに加入するものは、何人もどのような場合でも、国籍、人種、宗教、信条、年齢、性別、門地、身分などによって支部員の資格を奪われることはなく、差別されることもない。

また、組合員は、JMITUのすべての問題に参加する権利および均等の取り扱いを受ける権利を持つ。

第6条 組合員はつぎの権利をもつ。

- ①選挙権および被選挙権
- ②正規の機関と役員の行動について報告を求め、大会その他の機関に代表として選ばれ、発言し、決議すること
- ③罰則処分に対し抗告し、または弁護すること
- ④所属機関の議をへて、中央執行委員長にたいし、会計帳簿の閲覧を請求すること
- ⑤所定の手続きをへて、役員と機関を弾劾すること
- ⑥所定の手続きをへて、役員を罷免(リコール)すること

第7条 組合員は、綱領、規約、その他の決議を尊重し、支部費を納めるとともに、この支部の各級機関の決定に従って、組織全体の連帯を強化し、共通の要求・課題の実現をめざして行動する義務を持つ。

第四章 組織構成

第8条 この支部に分会を組織することができる。

2 分会は、同一企業(事業所)に複数の組合員が組織された場合、または、支部が必要と認めた場合に組織することができる。

第五章 機関

第9条 この支部には次の機関を設置する。

- ①大会
- ②執行委員会

第一節 大会

第10条 大会はこの支部の最高議決機関であつて、組合員と役員で構成する。

第11条 大会は定期大会と臨時大会とする。

2 定期大会は、毎年8月、執行委員会の議をへて執行委員長が招集する。

3 臨時大会は、執行委員会が必要と認めるとき、または組合員の3分の1以上の要求があつたとき、50日以内に執行委員会の議をへて執行委員長が招集しなければならない。

第12条 大会に付議すべき事項は次の通りとする。

- ①年度活動報告
- ②運動方針
- ③規約の改正
- ④予算および決算
- ⑤役員を選出
- ⑥ストライキ権の確立
- ⑦合併または解散
- ⑧その他重要な事項

第13条 大会は、組合員と役員のそれぞれ3分の2以上の出席で成立する。ただし、組合員1名につき1名の委任ができる。委任の場合、大会の成立要件としてのみ認め、議決権をもたない。

第14条 大会の議決は、出席組合員の挙手、起立、または直接無記名投票による過半数の賛成を必要とする。ただし、綱領、規約の改正、ストライキの開始その他重要事項の議決は、直接無記名投票により出席組合員の過半数の賛成を必要とする。

第15条 大会の議長団は出席組合員の中から大会で選出する。

第16条 大会の運営および役員選挙については、別に規定を定める。

第二節 執行委員会

第17条 執行委員会は、大会の決定に従つて、組合業務の執行にあたる。

2 執行委員会は、執行委員長、副執行委員長、書記長、会計、執行委員、特別執行委員で構成する。

3 執行委員会は3分の2以上の出席で成立する。

4 特別執行委員および顧問は、執行委員会に随時出席し、意見を述べることができます。ただし、議決権をもたない。

第18条 執行委員会は随時、執行委員長が招集する。ただし、執行委員の3分の1以上が開催を求めたときは、執行委員長は執行委員会を招集しなければならない。

2 執行委員会の議長は執行委員長があたり、協議事項は出席者の過半数で決定し、可否同数のときは議長が決定する。

第19条 執行委員会の業務、執行事項は、大会、委員会に報告し、承認を得なければならない。

第20条 闘争に入るにあたり執行委員会が必要と判断したとき、執行委員会を闘争委員会にきりかえることができる。

2 闘争委員会の運営は執行委員会できめる。

第21条 執行委員会のもとに専門部並びに専門委員会を作ることができる。

第六章 役員とその任務

第22条 この支部に次の役員をおく。

- ①執行委員長 一名
- ②副執行委員長 若干名
- ③書記長 一名
- ④会計 一名
- ⑤執行委員 若干名
- ⑥特別執行委員および顧問 必要に応じて若干名
- ⑦会計監査 二名

第23条 役員の任務はつぎのとおりとする。

①執行委員長はこの支部を代表し、支部業務を統括する。

②副執行委員長は執行委員長を補佐し、委員長に事故があつた場合に代行する。

③書記長は執行委員長の指示に従い、書記局を統括し、日常業務を処理する。

- ④会計は会計業務を処理する。
- ⑤執行委員は、執行委員会を構成し、日常業務を分担する。
- ⑥会計監査はこの支部の会計業務を監査し、その結果を大会及び委員会に報告する。

第七章 役員の選出

第24条 役員は、組合員のなかから大会において出席組合員の挙手、起立、または直接無記名投票による過半数の賛成を必要とする。

第25条 役員の任期は定期大会から次期定期大会までとし、毎年定期大会で改選する。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員のできた場合は、決議機関において補選を行なうことができる。補選によって選出された者の任期は、前任者の残りの期間とする。

第26条 副執行委員長、書記次長、執行委員、特別執行委員の定数は大会で決める。

第27条 大会において必要と認めるときは、この支部に顧問をおくことができる。その場合、大会の承認を経て執行委員長が委嘱する。

第八章 加入と脱退

第28条 JMITUに加入する者は、所定の用紙に記入し、この支部と東京地方本部をへて中央執行委員長あてに申込書を提出しなければならない。

第29条 既に組織されている組合が、その組合の議決でJMITUの綱領と規約を認め加入するときは、所定の用紙に必要事項を記載し、この支部と東京地方本部をへて中央執行委員長に申し込むものとする。この場合、その支部の当面する名称にこだわらず、本規約の支部または分会とみなす。

第30条 JMITUから脱退する者は、所定の用紙にその理由を明記し、この支部と東京地方本部を経て中央執行委員長宛に提出しなければならない。

- 2 JMITUを脱退した者は、JMITU、同東京地方本部、並びにこの支部に対する財産上およびその他一切の権利を失うものとする。

3 除籍

組合費を6ヶ月間滞納した者は、支部の執行委員会の承認を得て除籍とする。

第31条 加入と脱退を取り扱う権限については、原則としてこの支部が代行する。代行による権限の行使の結果は、地本執行委員会及び中央執行委員会に報告し、承認を得なければならない。

第九章 統制

第32条 組合員でつぎの各号の一つに該当する者は制裁を受ける。

- ①綱領、規約、議決機関の決定および指令に違反したとき
- ②JMITUの名誉を著しく汚す行為のあったとき
- ③JMITUの秩序と統制を乱したとき
- ④故意または重大な過失によりJMITUに損害を与えたとき

2 前項の制裁は、警告、権利停止および除名とする。執行委員会はその状況により、大会の議決によって、権利の制限、除名などの統制処置を行うことができる。ただし、除名の場合は、出席組合員の3分の2以上の同意を必要とする。

3 前項にかかわらず緊急やむを得ないと認められた場合は、執行委員会が仮に権利停止の制裁措置をとることができる。ただし、直近の大会の承認をうけなければならない。

第33条 統制処置に不服の場合は、上級機関に抗告することができる。

第十章 会計

第34条 この支部の財政は次による。

- ①組合費
- ②分会費
- ③寄付金(カンパ)
- ④協力員費
- ⑤その他(事業活動の手数料収入など)

2 組合費の額は大会で決定する。

- 3 支部が事業を行い、あるいは寄付金を受けるときは、執行委員会の承認を必要とする。
- 第35条 この支部の組合費は月 2,500 円または給与の1%(残業代と交通費を除く)のどちらか高い方とする(100 円未満は切り捨て)。
- 第36条 この支部の分会費は月 1,000 円を毎月月末までに、支部会計に納入する。分会費を納入する分会は、会社と交渉権のある分会および組合員とし、執行委員会で決定する。
- 第37条 協力員(略称:サポーター)制度を設け、協力員は、JMITU 活動を支援し、労働相談者や組合加入希望者を支部に紹介する。
- 2 協力員は、会費を年 1 回(年会費 5,000 円/1口)支部に納入する。
- 第38条 支部の決算報告は、定期大会に、すべての財源および使途、重要な寄付者の氏名ならびに現在の経理状況を示し、組合員によって委嘱された職業的に資格のある会計監査人による会計監査をうけ、大会に報告し承認を受ける。
- 第39条 この支部の会計年度は毎年8月1日から翌年の7月31日までとする。
- 2 会計は執行委員会の議を経て、7月末現在の決算報告と翌年の予算を定期大会に提出し承認を得なければならない。また、会計は執行委員会ごとに月次決算報告をしなければならない。
- 第40条 この支部の決算報告は、毎年の定期大会に、すべての財源および使途、重要な寄付者の氏名並びに現在の経理状況を示し、組合員によって委嘱された職業的に資格のある会計監査人による会計監査を受け、大会に報告し承認を受けなければならない。
- 第41条 この支部は必要により特別会計を設け、基金を積み立てることができる。
- 2 特別会計の設置および処分は大会の議をへて行う。
- 第42条 この支部の財産管理および処分は、大会の議をへて執行委員会が行い、その責任を負う。

第十一章 上部団体との関係

- 第43条 この支部は、加盟する上部団体の大会および議決機関の決定に、原則として従う。
- 第44条 上部団体に役員を派遣する場合は、大会で決定する。

第十二章 附則

- 第45条 この規約に疑義が生じた場合は、執行委員会で解明し、処理するが、その内容は必ず次期大会または臨時大会の議をへて定めるものとする。
- 第46条 この規約の執行について、必要な細則は大会の議をへて定めるものとする。
- 第47条 この規約は 2016 年 4 月 26 日から施行する。

改定履歴

- 2005 年 8 月 28 日 第 4 回定期大会にてストライキ権の確立、分会費と協力員制度の新設
- 2010 年 8 月 29 日 第 9 回定期大会にて組合費の改定
- 2016 年 4 月 26 日 臨時大会にて組合名称の変更に伴い組合同規約を全面改訂
- 2018 年 8 月 26 日 第 17 回定期大会にて第八章 第30条に3項を追加(除籍)